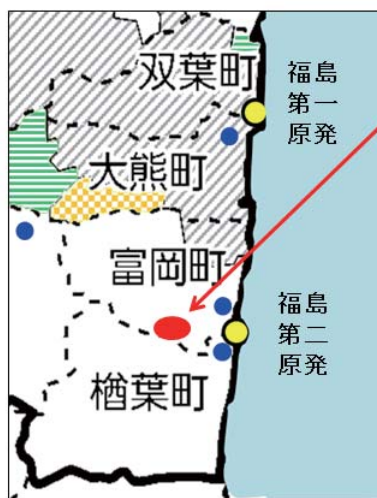


双葉郡8町村、更には福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場である旧フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する事業。平成29年11月より特定廃棄物の搬入を開始した。



● 仮設焼却施設(建設工事中、撤去済等を含む)
 □ 汚染廃棄物対策地域 緑色 避難指示解除準備区域
 黄色 居住制限区域 斜線 帰還困難区域
 環境省作成

特定廃棄物埋立処分施設(旧フクシマエコテッククリーンセンター)

【施設概要】

- ・所在地：富岡町(搬入路は檜葉町)
- ・処分場面積：約9.4ha ・埋立容量：約96万m³(埋立可能容量：約65万m³)

埋立処分事業の概要

- 埋立対象物
 - ・双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万m³>
 - ・対策地域内廃棄物等 <約44.5万m³>
 - ・福島県内の指定廃棄物 <約18.2万m³>
- 事業期間
 - ・双葉郡8町村の生活ごみ 約10年間
 - ・対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物 約6年間で目途
- 埋立処分・モニタリング等
 - ・放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制等、放射性物質が漏出しないよう多重の安全対策を実施。
 - ・遮水工、浸出水処理施設等の定期点検や、空間線量率、地下水等の放射能濃度のモニタリングを実施。
- 環境省の責任と管理体制
 - ・特措法に基づき、環境省が事業主体となり、処分場を国有化した上で、責任を持って埋立処分を実施。
 - ・環境省は現地事務所において、現場責任者を常駐させ、適切な埋立処分や施設の管理を確保。

福島県内で発生した10万Bq/kg以下の指定廃棄物等については、既存の管理型処分場を活用して、速やかに埋立処分を実施します。

本事業を実施するにあたっては、平成25年12月に中間貯蔵施設と併せて受入要請を行ったのち、地元の富岡町及び檜葉町の当局や議会、住民への説明を行ってきました。

その後、平成27年12月に福島県及び富岡町・檜葉町から、事業の実施を容認いただき、平成28年4月には既存の管理型処分場を国有化すると共に、同年6月には、国と県及び2町の間で安全協定を締結しました。これ以降、必要な準備工事等を進め、平成29年11月に施設への廃棄物の搬入を開始しました。

放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理のため、今後も安全確保を大前提として適切に事業を進めると共に、地元住民の皆様との更なる信頼関係の構築に努めていきます。

本資料への収録日：平成28年1月18日

改訂日：平成30年2月28日